

## 湖西市教育委員会告示第14号

湖西市立中学校部活動指導員設置要綱を次のように定める。

令和7年4月28日

湖西市教育委員会  
教育長 松山 淳



## 湖西市立中学校部活動指導員設置要綱

### (目的)

第1条 湖西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、湖西市立中学校における部活動指導の充実を図るため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）を置く。

### (配置)

第2条 教育委員会は、校長からの配置要請に基づき、必要と認める場合に、予算の範囲内で指導員を配置するものとする。

2 校長は、前項の配置要請を行うときは、要請書を教育委員会に提出する。

### (任用)

第3条 教育委員会は、前条の規定による配置要請があったときは、次に掲げる要件の全てを満たす者のうちから、指導員を任用する。

- (1) 当該校の教育方針及び部活動運営方針を理解している者
- (2) 当該年度4月1日現在で高校卒業以上の社会人
- (3) 当該部活動種目の実技指導の経験が3年以上あり、人格・見識ともに優れ、生徒の指導に適する者
- (4) 健康状態に優れ、1年を通じて指導ができる者
- (5) 生徒の活動時間帯に合わせて指導ができる者

### (身分)

第4条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### (職務)

第5条 指導員は、学校の部活動の指導方針及び指導計画に基づき、校長の指導監督の下、次に掲げる職務を単独で行うことができる。

- (1) 専門技術に関する指導

- (2) 校外における活動（大会、練習試合等を含む。）の引率
  - (3) 用具及び施設の点検管理
  - (4) 保護者等への連絡
  - (5) その他、校長が必要と認める業務
- 2 指導員は、部活動中の日常的な生徒指導に係る対応を行う。この場合において、いじめや暴力行為等が発生した場合は、速やかに教諭等に連絡し、連携して対応を行う。
- 3 事故が発生した場合は、教諭等へ連絡し、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を速やかに行う。この場合において、指導員の単独指導中の生徒の負傷等についても、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用となる。

（服務）

第6条 指導員は、湖西市立中学校部活動ガイドライン（令和元年9月施行）に定める活動日及び活動時間を遵守する。

- 2 指導員は、その職務の遂行に当たっては校長の監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

（指導計画及び実績報告）

第7条 校長は、勤務を命じる月の前月末日までに、指導員の月次指導計画を教育委員会に提出しなければならない。ただし、指導員を任用した月の場合は、任用後速やかに提出するものとする。

- 2 校長は、勤務を命じた月の翌月に、指導員の月次指導実績を教育委員会に報告しなければならない。
- 3 校長は、指導員の活用終了後速やかに、指導員の活用実績を教育委員会に報告しなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。